

# 第6章 計画推進体制

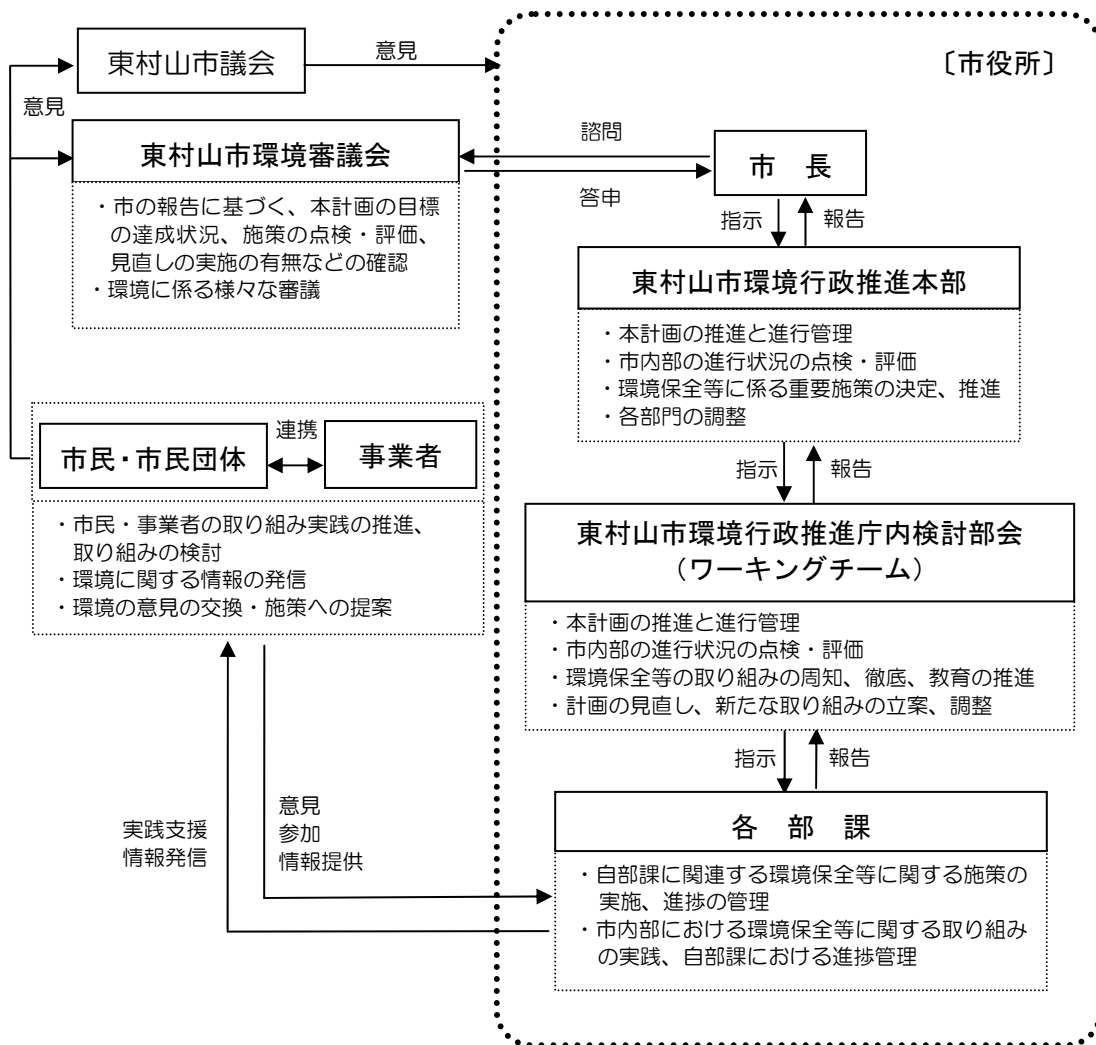
## 1. 計画推進の体制、手順

東村山市のめざす環境像を実現するため、本計画における各種の施策や主体別の取り組みを実行していく上での推進体制について、下記のとおり示します。

### (1) 計画推進の体制

市は、本計画に掲げためざす環境像および目標を達成するため、計画を総合的に推進する体制を整備します。市民・事業者とのパートナーシップ\*による協働、近隣市町村・都・国・その他関連機関などの連携により、相互の協力のもとに、計画を効果的に推進していきます。

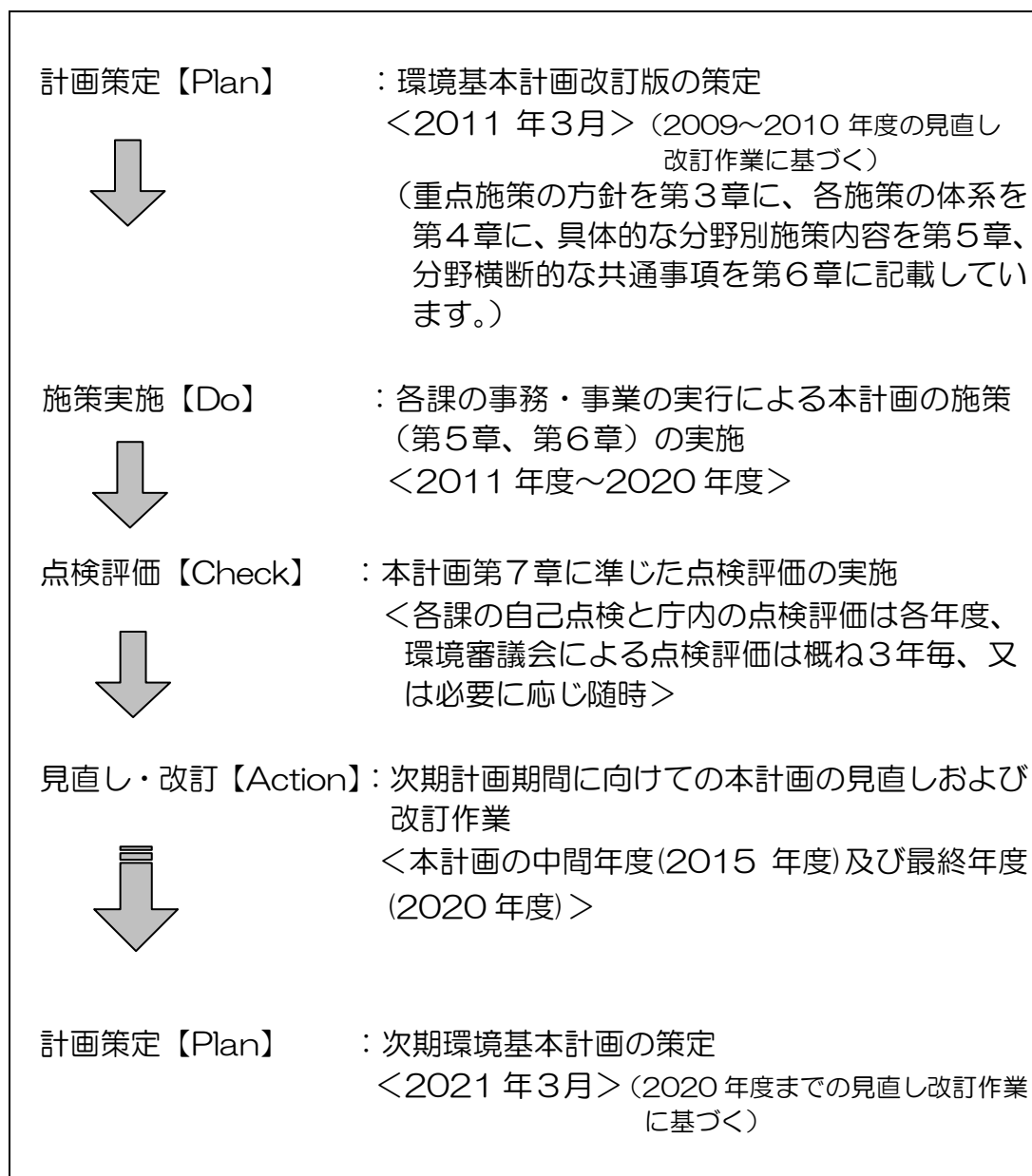
＜東村山市環境基本計画の推進体制と進行管理の体制＞



## (2) 計画推進の手順

本計画は、計画策定（Plan）、実施（Do）、点検評価（Check）、見直し・改訂（Action）の各工程からなる「PDCA サイクル」による施策推進と計画の進行管理を行います。

本計画で定める内容とPDCAの各工程の関係は下記のとおりです。



### (3) 庁内組織

市は、本計画の施策を市行政の事務・事業を通じて推進するとともに、“一事業者としての市”、“一市民としての職員”としても、市内の事業者や市民の範となるべく、率先的に環境保全の取り組みを実行していきます。

市の各所管での他計画や審議会・委員会等の会議体がありますが、所管の垣根を越えて相互に連携し、行政の各種施策を環境保全の見地において総合的に検討し、全市を挙げていままで以上に環境保全に取り組んでいく必要があります。

本計画の施策を効果的かつ確実に推進していくため、都市環境部みどりと環境課が中心となり、「東村山市環境行政推進本部」及びその直轄のワーキング（実働）組織である「東村山市環境行政推進庁内検討部会」において、市内部の総合的な調整・意思決定を進めていきます。

#### (3) -1. 行政施策の推進組織

本計画の各種施策を行政の立場で実行する推進役として、下記の庁内組織を設置します。

##### ● 東村山市環境行政推進本部

環境行政全般に係る重要な施策について各部間の調整・連携を図り、総合的かつ計画的に施策を決定し推進していく中心的役割を担います。

副市長・教育長・各部長で構成し、本部長は副市長、副本部長は都市環境部長とします。

##### ● 東村山市環境行政推進庁内検討部会

「東村山市環境行政推進本部」で意思決定した施策を実行するワーキング組織であり、本計画の実践的な進行管理と関係所管の連絡調整を行います。また、本計画の見直しや新たな取り組みの立案を行います。

関係所管の課長で構成し、部会長を都市環境部長とします。

### (3) -2. 市の率先行動（温暖化対策等）の推進者・推進組織

本計画の各種施策を“一事業者としての市”、“一市民としての職員”の立場で実践する先導役として、下記の組織を設置します。

#### ● 東村山市環境行政推進本部

「エコオフィスプラン東村山」（以下、プラン）の実施状況の「東村山市環境行政推進庁内検討部会」（以下、検討部会。下記参照）からの報告を受け、必要に応じて検討部会に対して助言及び指導を行います。また、事務局からの公表用の報告内容、及びプランの見直しの検討部会からの提案等の重要課題についての審議・決定を行います。

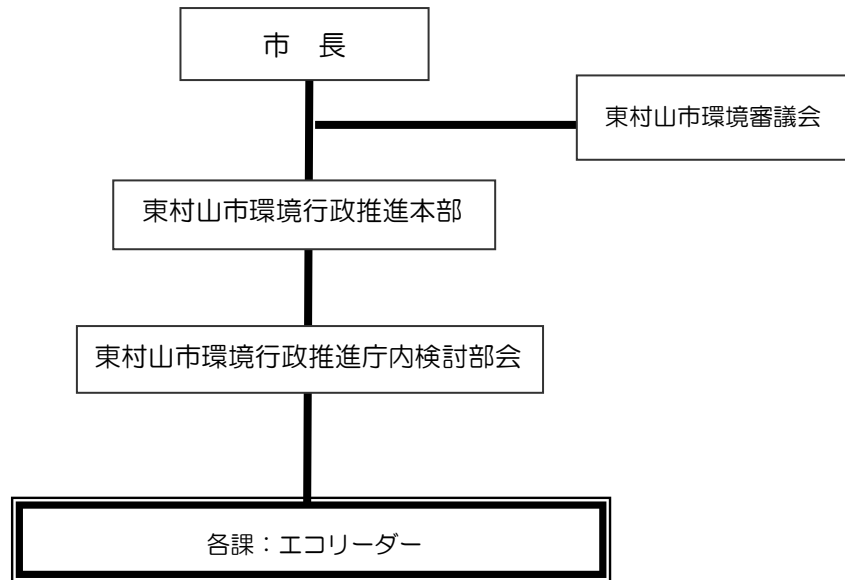
#### ● 東村山市環境行政推進庁内検討部会

プランの実施状況について事務局がとりまとめた毎年度の実績報告書（以下、報告書）をもとに点検・評価・審議を行い、定期的にプランの実施状況を「東村山市環境行政推進本部」（以下、推進本部）へ報告します。また、事務局からの公表用の報告内容の審議も行います。さらに、プランの見直し等の重要課題について推進本部に提案します。

#### ● エコオフィスプラン東村山エコリーダー

「東村山市環境行政推進本部」で意思決定した庁内の環境配慮行動について、「職員（エコリーダー）行動マニュアル」に従って、取り組みの実践に努め、所属職員へ改善指示等を行います。  
各課にエコリーダーを設置します。

＜庁内のエコオフィスプラン推進体制図＞



### (3) -3. 市の率先行動（省エネルギー）の推進者・推進組織

本計画の各種施策のうち、省エネルギーについて“一事業者としての市”として、設備運用面の専門的な対策を実践する先導役として、下記の組織を設置します。

#### ● 東村山市環境行政推進本部

エネルギー使用の合理化に関する方策の策定と市長・関連所管への意見具申、エネルギー管理標準の制定・改廃の決定、省エネルギーに関する設備の改廃計画等、エネルギー使用の合理化に関することについての検討、調整、決定を行います。

#### ● エネルギー管理統括者

行政経営的視点を踏まえた取組み、中長期計画、施設管理に係る企画立案等の検討、調整、決定を行います。  
市長部局では副市長、教育委員会では教育部長とします。

#### ● エネルギー管理副統括者

市長部局におけるエネルギー管理統括者の職務を補佐します。  
都市環境部長とします。

#### ● エネルギー管理企画推進者

電気および燃料等（以下、エネルギーとする）の使用の合理化に関する設備（以下、省エネルギー設備とする）の維持、エネルギー使用量と使用状況の記録、エネルギー消費設備の記録、省エネルギー設備の設置・改廃状況の記録等を行います。  
市長部局ではみどりと環境課長、教育委員会では庶務課長とします。

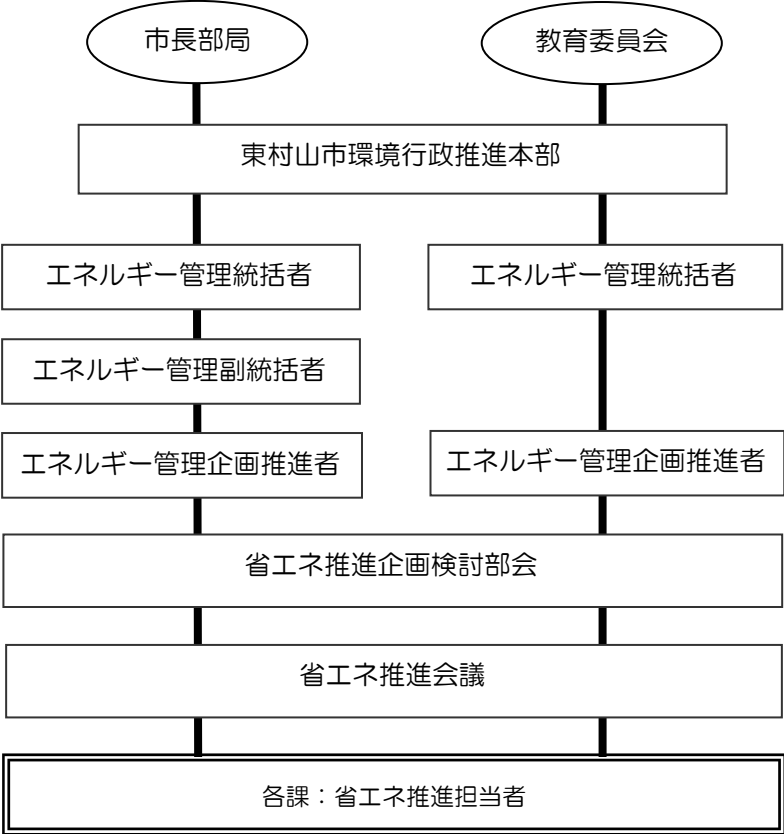
#### ● 省エネ推進企画検討部会

「東村山市環境行政推進本部」で意思決定した施策のうち、省エネルギーに関する事項を専門に、目標の策定や関連設備の改廃等についての意見具申・検討・調整を行います。  
関係各課の課長・省エネ推進担当で構成します。

#### ● 省エネ推進会議

「省エネ推進企画検討部会」で意思決定した省エネルギーに関する事項に基づき、各部署のエネルギー消費量の把握や庁内における啓発を行い、市の省エネの率先行動を実行します。  
関係各課の課長・省エネ推進担当で構成します。

＜市内の省エネルギー管理推進体制図＞



## 2. 市民・事業者・市のパートナーシップによる協働

環境基本計画におけるめざす環境像や目標の実現のため、施策を円滑かつ効果的に推進していくためには、市民、事業者とのパートナーシップを構築し、協働して取り組みを進めていくことが欠かせません。そのため、以下の取り組みの方針に沿って、市民・事業者・市とのパートナーシップを構築・発展させ、協働していきます。

### (1) 市民や環境保全団体の活動を支援する体制の整備

市は、市民や環境保全団体の活動を支援し、環境行政への参画を促進していくため、資金面、施設・設備面、情報提供におけるサポートを行い、市民やNPO等の活動を支援していく体制の整備などを行います。

### (2) 市によるグリーン購入活動の推進と事業者の協力

市ではエコオフィスプラン東村山においてグリーン購入および環境配慮型物品の購入を推進しています。市が物品やサービスを購入する際には、市の物品購入指針にもとづいて環境配慮型の商品を優先的に積極的に購入する取り組みです。

また、環境配慮契約法（2007年11月施行）では、地方公共団体は事業の外部委託の際には、温室効果ガスの削減等に配慮した契約の推進に努めることとしています。

グリーン購入や環境配慮契約の推進では、事業者が提供する物品やサービスが環境配慮型の商品であること、事業者が事業活動において環境配慮を実施していることなどを考慮しています。

事業者には、本計画の第5章中の各分野「事業者ができること」で掲げる取り組みについても、積極的に実践することを期待します。

### (3) 事業者による環境情報の開示、環境学習への協力

事業者には、事業活動に伴って生じる環境負荷の状況と、環境負荷の発生抑制・低減のための対策について、積極的に自ら情報公開し、市民への説明責任を果たし、事業活動への理解を得られるように努めることが求められています。

さらに、事業者は事業活動における環境保全活動をもとに得た知見・対策実践事例・成果について、広く情報共有・情報交換を積極的に行い、事業者間での連携により、市民の環境学習への協力を行うよう期待します。



### 3. 近隣の市町村、東京都、国との連携

市は、本計画に基づき環境保全施策を推進していくため、近隣市町村・都・国・その他関連機関との連携会議等の設置を呼びかけ、情報・意見交換を行い、広域的施策の検討を行うなど相互の連携体制を構築していきます。

なお、環境保全をテーマに既に活動している、地方公共団体の協働の組織や事業として下記のような例があります。

#### ① オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、東京の 62 市区町村が共同して、2007 年 10 月に発表した「みどり東京・温暖化防止プロジェクト共同宣言」に基づいてスタートした事業です。

東京の自然環境の保護、地球温暖化の防止を目的に、各自治体や地域の特性に応じた自然環境の保護、地球温暖化対策を推進しています。

#### ② 多摩北部都市広域行政圏協議会

小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市が広域的な行政課題に連携・協調して対応するため、多摩北部都市広域行政圏協議会が 1987 年に発足しました。

広域行政圏域の目指す将来像を「緑と生活の共存圏」として、緑に包まれた健やかな暮らしを目指した圏域づくりに取り組んでいます。

#### ③ 東村山大沼田緑地保全活動

東村山市では、東京都と共同で大沼田緑地保全地域の保全活動を推進しています。東京都認定の「東京都みどり保全コーディネーター」が主催し、東村山市と東京都の協力のもとに地域の市民の方々にボランティアを募り、緑地の下草刈り等の活動を定期的に行っています。

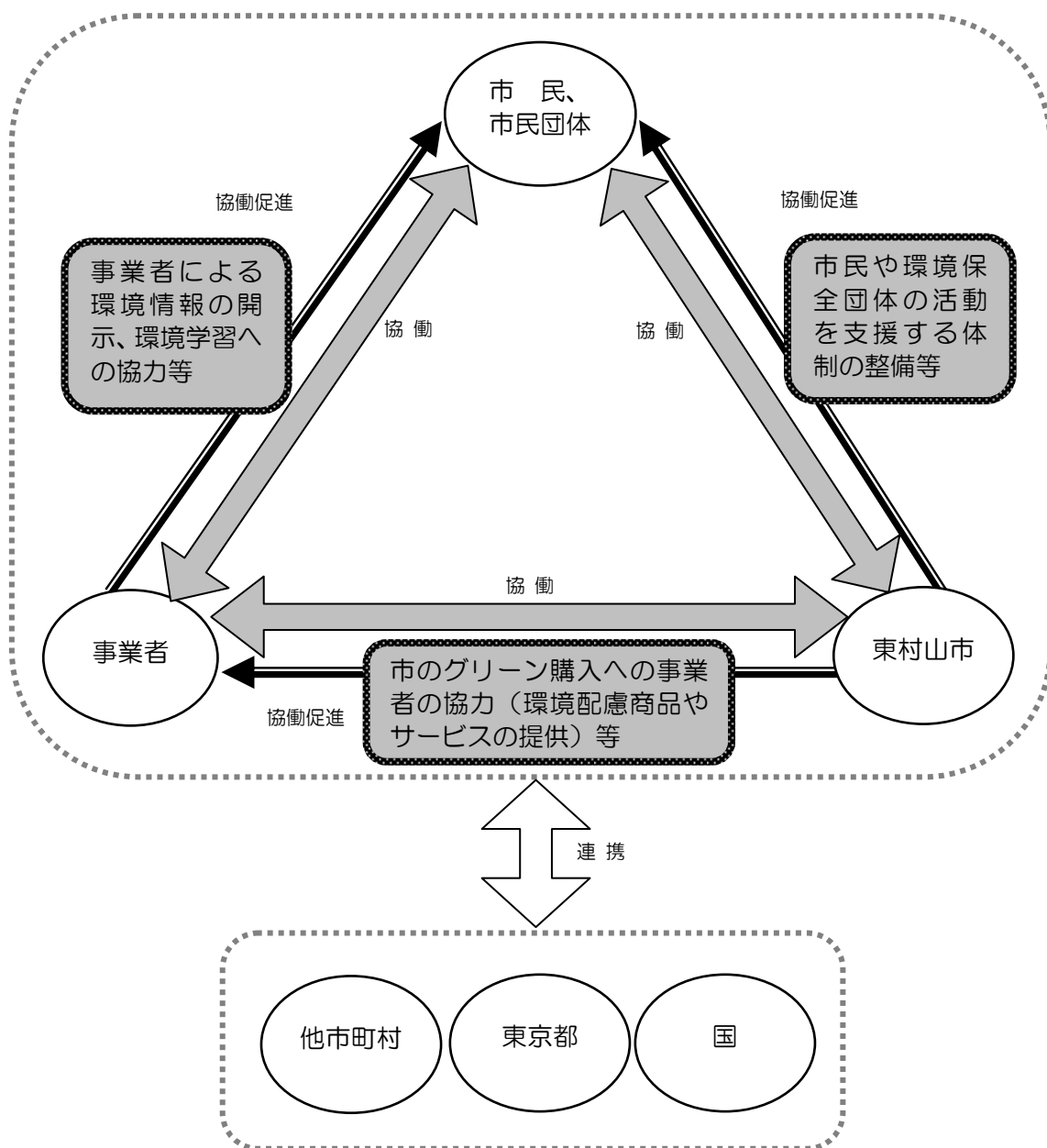
#### ④ 柳瀬川・空堀川流域連絡会

柳瀬川・空堀川流域連絡会は、柳瀬川・空堀川を親しめる活きた河川とする目的で、1999 年に設立されました。流域の市民、河川の保全活動団体、東村山市、東京都からの委員で構成し、情報共有・意見交換・現地調査を行い、協働・連携して川づくりを進めています。

⑤ 野火止用水6市共同クリーンデー

東村山市を含む野火止用水の沿線6市（東久留米市、東大和市、立川市、小平市、清瀬市、東村山市）と東京都は共同で、野火止用水の保全清掃活動を市民の方々のボランティアを募って2009年度から実施しています。

＜東村山市環境基本計画推進におけるパートナーシップ、連携＞



## 4. 環境学習・環境教育の推進

本計画のめざす環境像の実現、目標の達成のためには、教育委員会と連携を密にし、環境学習・環境教育を推進していくことで、市民・事業者の意識向上を促し、今まで以上の取り組みを促進していくことが重要です。

市民・事業者・市の各主体が地域の実践的な環境保全を題材に、広く地球的規模の環境保全を考える視野を広げ、持続可能な社会の構築のために、日々のライフスタイルや事業活動の変革を行う必要があります。

東村山市では、以下の取り組みの方針に沿って、市民による環境ボランティアや環境保全活動に積極的な地域の事業者との連携により、講師派遣や見学会の開催、教材・地域情報の提供などを行っていきます。

### (1) 環境学習・環境教育の機会の充実

都市環境部では、環境問題に関する市や近隣の現状について、従来に引き続き把握していきます。

それらの結果を踏まえつつ、市では各種の環境学習資料を作成し、児童や生徒が参加できる勉強会、見学会、イベントを開催し、環境保全行動の啓発に努めます。

例えば、秋水園、美住リサイクルショップ、二ツ塚最終処分場などにおいて、廃棄物処理の問題や自然を保全することの大切さを学んでもらうようにします。

また、本計画の施策を市の事務・事業、市の率先取り組みにおいて、効果的に実践していくためには、市全体の職員一人一人の意識向上が重要であり、そのための研修の仕組みを整備する必要があります。

本計画の目的、目標、施策の実施について、都市環境部が中心となり、以下について推進していきます。

#### ① 啓発イベント・組織・制度の設置

- 多様な環境学習講座など学習機会の提供
- 「環境週間・月間」における普及啓発の充実

#### ② 市民リーダー・組織の育成・支援

- 地域の環境学習や環境づくりのアドバイザー育成
- 環境省登録の環境カウンセラー、東京都の環境学習リーダー等による地域の環境学習の促進
- 環境ボランティア活動やNPO活動への支援と交流・連携の促進

### ③ 活動拠点の整備と活用

- 里山、人権の森など、環境学習の場となる自然環境の保全・活用
- 市民の環境まちづくりの拠点づくり

### ④ 市職員への環境教育・研修の実施

- エコリーダー育成
- 職員に対する環境情報等の周知徹底
- 施設・業務のエネルギー使用合理化対策・管理標準の周知徹底

## (2) 教育機関における環境学習・環境教育の実施

学校においては、環境等に関する問題解決を目指す学習を行っていきます。

市では2010年度の東村山市教育委員会の基本方針のひとつとして、「喫緊の課題である地球温暖化防止のために、小・中学校におけるCO<sub>2</sub>削減をはじめとする環境教育の充実を図る」とすることを2010年1月に決定しました。

## (3) 生涯学習制度による環境教育の実施

児童、生徒、学生のみならず、社会人に対しては、生涯学習制度等の構築を通じて、環境学習・環境教育を行っていきます。

## (4) 事業者の責務としての環境教育の徹底

事業者は事業活動に伴う環境負荷とその対策について、従業員に対して、環境教育を徹底する必要があります。

市は一事業者として、自ら率先して環境配慮行動を実践すべく、職員の環境教育や研修を行っていきます。

## 5. 環境情報の収集・整備・公開

本計画に基づき、推進する施策の実効性を確保するため、目標管理指標の推移を把握し、実行状況を評価していく必要があります。

把握した実行状況の結果を公表し、市民参加による計画の推進や進行管理を促進していきます。

### (1) 市域・近隣・国内外の環境情報の把握と整備

市の環境の現状に関するデータはもとより、近隣市町村・都・国・その他周辺の地方公共団体の環境の現状、環境保全に関する最新の科学的知見、技術、社会的動向についての情報を把握するとともに、環境対策の立案に資するような情報の整理・解析等のデータの利用や整備に努めます。

### (2) 環境全般に関する情報の公開

把握した結果について、広く情報提供や情報開示を行うことにより、市自らをはじめ、市民や事業者による環境保全活動、実践的行動を促進していきます。

### (3) 環境基本計画の年次報告の公開

本計画に掲げた目標の達成状況や諸施策の実施状況を環境報告書として毎年度とりまとめていきます。

その結果を市の広報やホームページ等を通じて公表します。